

USPTO、商標出願人等の居住地住所の確認に関するガイダンスを公表

2023 年 9 月 5 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

USPTO は、商標審査官が商標出願人および商標権者の居住地住所（Domicile Addresses）の情報を確認する手順を明確化するためのガイダンスを発行したと 8 月 30 日付のプレスリリースで公表した¹。

商標出願人または商標権者は、米国内の居住地住所（法人の場合は主たる事業所）を USPTO に提出する必要がある、米国外に居住している出願人等が USPTO に対して手続を行う場合には、米国において弁護士資格を有する代理人を選定しなければならない。しかし、近年、米国外に居住しているにもかかわらず、米国内の代理人選定の義務付けを回避するために偽の米国内住所を居住地として記載して出願するなどの悪質な行為が増加しており、USPTO はその対策として今回のガイダンスを発行したとしている。

USPTO によると、これまで 18,789 件の商標出願および 3,297 件の商標登録について、そのような悪質な行為があったとして手続を停止するなどの制裁が科されている。

発行されたガイダンス²では、私書箱など米国内であっても居住地住所として認められない住所の説明、商標審査官による住所の確認・調査方法の説明や出願人等が居住地住所を持たない場合の取り扱い方法などが記載されている。

ガイダンスの発行に加えて、USPTO は 9 月 1 日付の官報³で、電子出願システムの利用に必要な USPTO.gov アカウントの本人確認に関する運用を、2024 年 1 月 20 日から変更すると発表した。

具体的には、米国の弁護士のサポートスタッフ用に発行される既存および新規のアカウントについて、使用者の本人確認プロセスをシステムに導入するとしている。官報によると、弁護士のサポートスタッフによる利用を目的として発行されているアカウントの中に、弁護士に直接監督されていないスタッフや複数の外国の弁護士に共有されているアカウントが存在していたことが今回の措置の理由とされている。

USPTO の David Gooder 商標局長は、引き続き悪質な商標出願に対処する必要があると説明し、「商標に関する悪質な行為は商標コミュニティ全体にとって危険なものである。対応をさらに進めるために、コミュニティ内の全ての人から有効な対策となり得る新たなアイデアを募集したい」と発言している。

（以上）

¹ <https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/36cca3e>

² <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-ExamGuide-3-23.pdf>

³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-09-05/pdf/2023-19000.pdf>